

茨労発基 0117 第 1 号

平成 29 年 1 月 17 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会茨城支部長 殿

茨城労働局長



第 12 次労働災害防止推進計画の最終年度に向けた第三次産業における
労働災害防止対策の推進について（協力要請）

～「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施～

平素は、労働安全衛生行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第三次産業における労働災害の占める割合が年々増加する中、平成 25 年度から平成 29 年度を計画期間とする第 12 次労働災害防止推進計画において、第三次産業の中で労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設及び飲食店を重点業種として、平成 29 年の休業 4 日以上労働災害件数を平成 24 年に比してそれぞれ、20%以上減少させることを目標としているところですが、県内の平成 28 年 12 月末速報値を見ますと、それぞれ 14.5%、19.8%、9.2%増加しており、目標の達成は、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっています。

これらの業種の労働災害発生状況を見ると、複数の店舗、施設を展開する企業・法人傘下の事業場での災害も多く見られており、また、店舗や施設の安全衛生の取組を見ると安全衛生担当者がいないなど体制が脆弱であることから、本社・本部主導による企業・法人全体の効果的な取組として水平展開することが有効です。

このため、厚生労働省では、中央労働災害防止協会とともに、第 12 次労働災害防止計画の最終年度に向け、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を主唱し、経営トップの参画の下、本社・本部主導による自主的安全衛生活動の推進を図ることとしました。

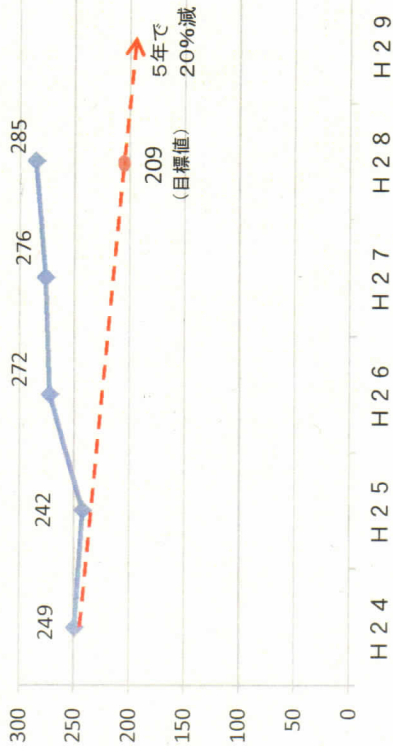
つきましては、貴団体におかれましても、当該推進運動について御了知ただくとともに、趣旨を御理解の上、関係者への周知等について特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省ホームページに「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト (<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>) を開設し、労働災害統計、取組事例、各種セミナー等の情報を掲載していますので、ご活用ください。

小売業における労働災害の発生状況

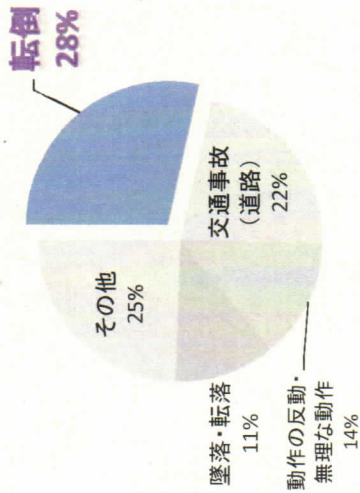
労働災害は増加傾向

12月現在速報値の経年変化と12次防目標値との比較



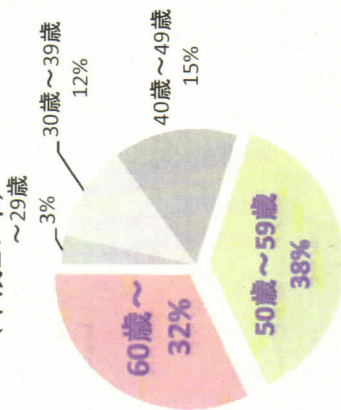
転倒災害が多い

事故の型別 労働災害発生状況 (平成27年)



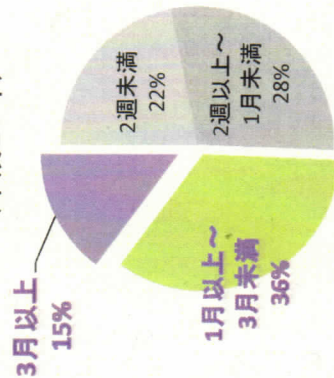
転倒災害被災者の7割が50歳以上

年齢別 転倒災害発生状況 (平成27年)



転倒災害の5割が休業1か月以上

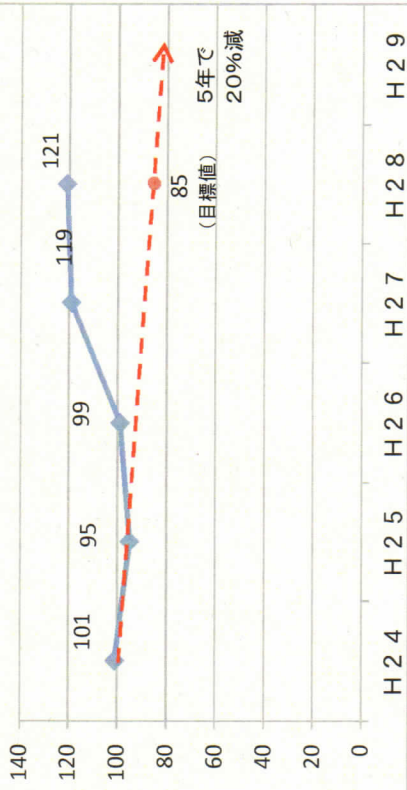
休業見込期間別 転倒災害発生状況 (平成27年)



社会福祉施設における労働災害の発生

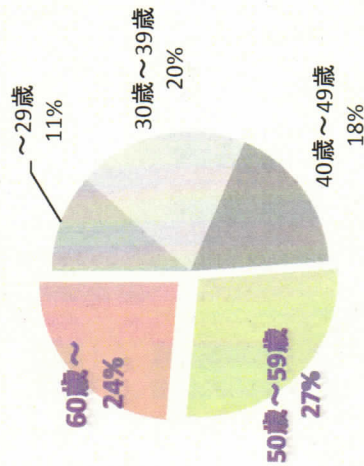
労働災害は増加傾向

12月現在速報値の経年変化と12次防目標値との比較



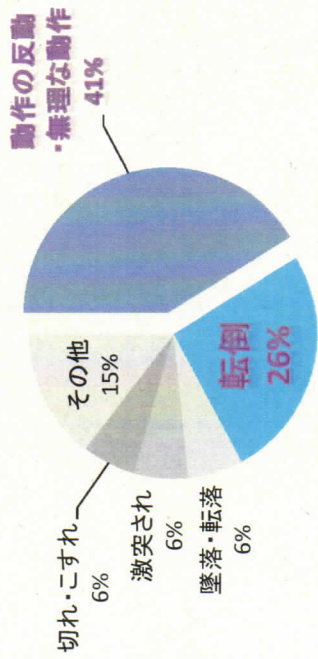
被災者の半数が50歳以上

年齢別 被災発生状況 (全災害)
(平成27年)



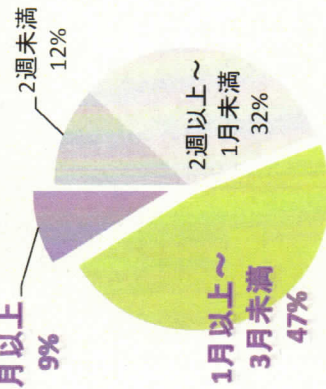
動作の反動・無理な動作(腰痛)と転倒が多

事故の型別 労働災害発生状況
(平成27年)



転倒災害の約6割が休業1か月以上

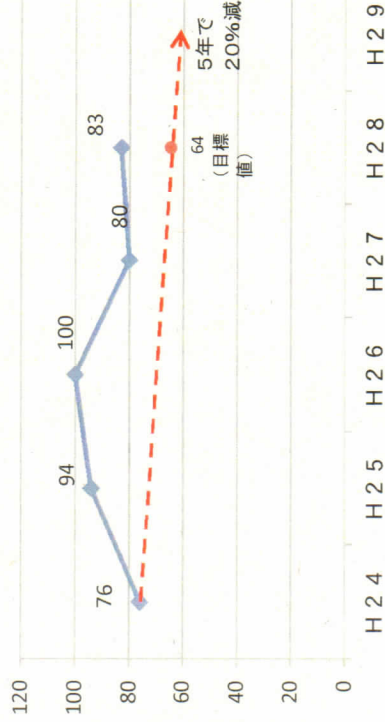
休業見込期間別 転倒災害発生状況
(平成27年)



飲食店における労働災害の発生状況

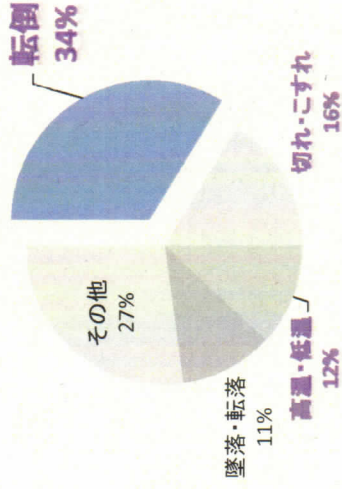
労働災害は高止まり傾向

12月現在速報値の経年変化と12次防目標値との比較



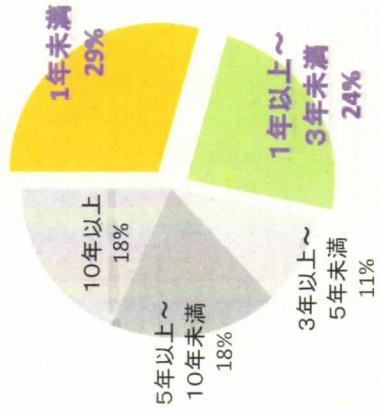
転倒災害のほか、調理中の切創、火傷が多

事故の型別 労働災害発生状況 (平成27年)



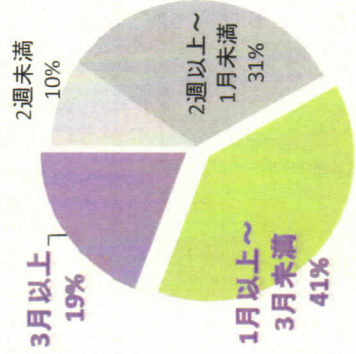
経験期間3年未満が約5割

経験期間別 死傷災害発生状況 (平成27年)



転倒災害の6割が休業1か月以上

休業見込期間別 転倒災害発生状況 (平成27年)



「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」実施要綱

1 趣旨

第三次産業における労働災害の占める割合が年々増加する中、第12次労働災害防止計画において、小売業、社会福祉施設及び飲食店の平成29年の休業4日以上労働災害件数を平成24年に比してそれぞれ20%、10%、20%以上減少させることを目標としているが、平成28年11月末速報値を見ると、それぞれ2.0%、24.6%、10.0%の増加となっており、目標の達成は今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっている。

労働災害が増加している要因としては、人手不足や労働者の高齢化などの要因のほか、転倒災害、腰痛災害など行動災害によるものが多く、事業場の取組が進んでいないこと、店舗・施設の安全衛生の体制をみると安全衛生担当者がいないなど店舗・施設単位での安全衛生活動が低調である中で、店舗・施設の活動をサポートすべき本社・本部の取組が不十分であることも指摘されており、店舗・施設のみならず企業・法人全体での労働災害防止の取組を進める必要がある。

本運動は、経営トップの参画の下、本社・本部における労働災害防止のための取組を促進し、本社・本部と店舗・施設の役割に応じた全社的な安全衛生活動を展開することにより、職場の危険箇所の除去、作業方法等の改善、労働者の危険に対する感受性・注意力の向上等を図ることにより、小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害を減少させることを目的とするものである。

2 期間

平成29年1月1日から12月31日まで

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 実施者

小売業及び飲食店の多店舗展開企業の本社及び店舗、多くの社会福祉施設を展開する法人の本部及び施設

5 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項